

Q 8

原産地証明書の中には、「特惠原産地証明書」というものがあるそうですが、通常の前産地証明書とは何が違うのでしょうか。

A 8

「特惠原産地証明書」とは「Generalized System Preferences, Form- A」と呼ばれるもので「G.S.P. Form-A」または「Form-A」と略され、特惠関税制度の適用を受けるために必要な書類です。輸入者は特惠関税の税率の適用を受ける場合に、輸出者よりこの特惠原産地証明書を入手して輸入通関の際に税関に提出する必要があります。

特惠関税制度とは、開発途上国の産品について一般の関税率よりも低い関税率（特惠関税）を適用し、開発途上国の輸出拡大を図り工業化や経済発展を促進する制度です。日本では関税暫定措置法第8条の2に法定されており、制度の対象となる品目もこの法律の別表に規定されています。また、特惠関税制度の利益を享受できる国・地域のことを「特惠受益国等」といいますが、「経済が開発途上にあること」、「関税について特別の便益を受けることを希望するものであること」などの要件が必要とされています。

特にその中でも著しく開発が遅れており、支援の必要性が大きい国・地域を「特別特惠受益国」と定め、さらに大きな優遇が与えられ、上記の特惠対象品目のほか、特別特惠受益国にのみ定められる品目についても、税率はすべて無税となっています。

なお、特別特惠受益国は表のとおりです。

【表】 特別特惠受益国（平成23年7月時点48カ国）

	国 名
ア ジ ア	カンボジア、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ミャンマー、ラオス
中 東	アフガニスタン、イエメン
ア フ リ カ	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コモロ、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、スーダン、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マリ、マダガスカル、マラウイ、モリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ、レソト
中 南 米	ハイチ
大 洋 州	キリバス、サモア、ソロモン、ツバル、バヌアツ